

水すい

利り

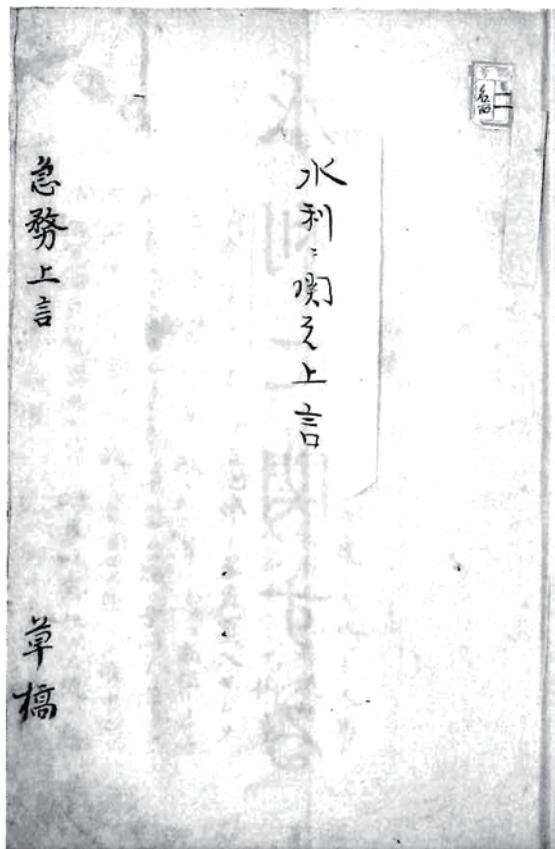
に

関かん

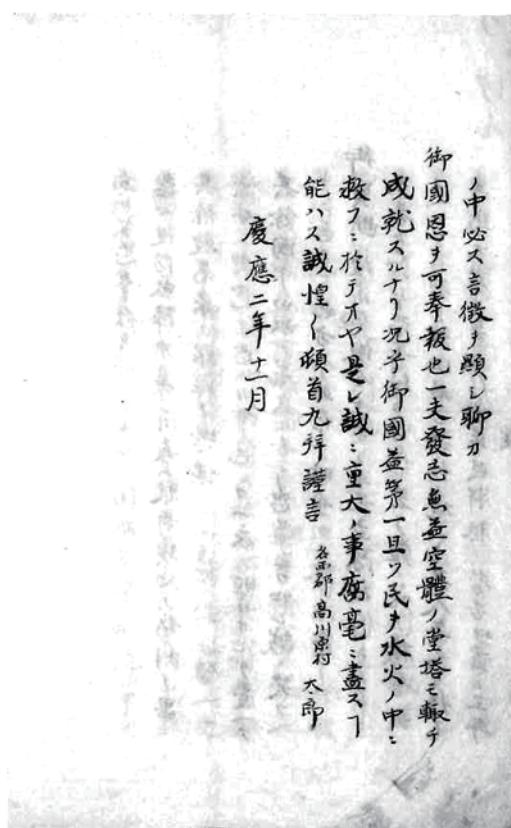
す
る

上じょう

言げん



表紙



末尾

當年八月七日同十五日兩度ノ大水。人馬、
流死資財ノ流失五穀ノ水腐平地流瘠堤防ノ
浸漬勝テ計ノ難實。重大容易丁寧ナ御事
ナル故。富有ノ者。令し他邦ノ米麥買入せし。
土役ヲ起レ窮民ヲ賑。救給ア等ノ義。在位ノ君子
既。當然ノ義。上吉シタモナル一レ竊ニ雷同ナ憚。」
且。僭踰。罪ナ良心故。敢テ審吉ヒス然ノト雖中心
思惟レ觸。目観察スル所ノ微事吐露仕ヌ。徒。默
止仕ル不忠ノ罪ニ。懼ル。是以聊カニ川菜ノ上吉ス。

急務

冒頭

(表紙)

水利に関する上言

急務上言

草
稿

急務

当年八月七日・八日、同十五日、兩度の大水に付、人馬の溺死・資財の流出・五穀の水腐・平地の流瘠・堤防の決潰勝て計り難し。實に重大容易ならざる御事なる故に、富有の者に令し他邦の米麦買入せしめ、土役を起し窮民を賑し救ひ給ふ等の義は、在位の君子既に当然の義を上言したもふなるへし。

竊に雷同を憚り、且つ僭越の罪を畏る。故に敢て審言せす。

然と雖中心に思惟し、触目觀察する所の徵事吐露仕らす、徒に黙止仕る不忠の罪も亦懼るへし。是以聊か二三策を上言す。

当年「慶應二年（一八六六）」八月七日・八日、および同月十五日の二度の洪水による人馬の溺死、資財の流失、五穀の水腐り、土壤の流失と荒廃、堤防の決壊等は、数え上げれないほどである。真に重大なる被害であるため、富有のものに命じて他国産の米麦を輸入させ、土木工事を起こして、被災者に恵み施すこととは、在位君主の当然の行為として既に「他人が」建白されたたようだ。

ひそかに他人の言に附和雷同することを遠慮し、また身分不相応の僭越の罪と恐れる。このため敢えて申し上げなかつた。しかし心中で思考し、目に触れることや觀察したことを少しも吐露しなかつた。しかしただ黙視するばかりも不忠の罪になろうかと恐れる。このために、少し二一三の方策を建白いたします。

第一

鮎喰川東傍の隄、末尾全備仕らず。之に依て島田村・矢三村より濁水押込、佐古町前後深水仕り、夫れより島々残らす、遂に御城まで波及仕り懸り、此れ全く堤防全備仕らざるに依てなり。太郎、愚考仕候処、島田村より斜に東北に向ひ浜高房を取り込み、新川橋頭に両岸より壩を築き水道を狭め、浩戸を

第一

鮎喰川の東側の末端は、堤防が完備していない。このために島田村、矢三村より泥水が城下に押し込み、佐古町の周辺は深水となる。それから他の島々は残らず浸水する。遂にお城まで浸水が波及する様子である。これは全く堤防が完備していないからである。私の提案するところは、島田村から浜高房を取り込み、新川橋辺を両岸より堤を築いて水道を狭め、

施し纔に船筏を通するのみ、夫れより大岡金子を過て鬼門堂の北に繞すへし。

閘門を設置してわずかに船筏を通すだけにし、「水路は」ここから大岡金子を過ぎて鬼門堂の北へ廻らすべきである。

第二二

二軒屋金毘羅神陵より東に向ひ、津田千喜連山を目指して大隄を築くへし。

此両隄とも年々歳々春冬二時、御山下の遊民を駆て漸次に砂持置添し、後年に至り候得ば丘陵の如くならしむれば、徳島御府内水害愁患なきに至るへし。

第二三

二軒屋金比羅神社より、東に向ひ津田千喜連山を目指して大堤防を築くべきである。両堤防ともに毎年春秋の二期に、

城下の民衆を使って砂を持って行かせれば、後には丘陵のような堤防にすれば、徳島城下は水害の心配はなくなるだろう。

第三

芳野川南傍より徳府の水害を除くの根元妙策を施すべき地は、麻植郡川島城墟の山足に在り。方今水勢城墟の南を衝く。故に今水道は北に向ふ。此時に乗して山足より斜に柿原を目的にし柳条を指之候時、砂礫停滞すへし。砂埃堆くなるに従ひ竹木を植て之を蕃茂せしめは、土地自然に高くなるへし。

其後大堤を築く事堅牢にして、千田須賀・西条須賀・西覚円

その後、堤防を堅牢に築いて、千田須賀・西条須賀・西覚円

・東覚円・高畠を絡ひ込、第重（十）堰に達すへし。

蓋し此の枝川の水を吐かすへし。然る時は芳川本流の水能く漲り、南北両辺卑湿の地え砂埃自然と巻込巻上、膏腴の地多く闢け且つ下流別宮口深く相成、海舶を入れ易く停泊の便を得ときは、則徳府繁昌の基ひ爰に在るへし。

惣論

夫以に何れの国何れの地にても、大河ある地は平地広く土壤も亦肥美なり。然も水災を免れ難し。故に大堤を築き之を防ぐ事、天下萬国公法にして五尺の童子も皆能く知る処なり。然るに当國北方堤防甚た疎なり。是以庶民の苦難言語に絶する所也。

此根元は、北山土干瘠にして且陽に向ひ、乾焦強き故に草木長茂し難く、加之近年砂糖繁昌し柴薪を費す事夥しく剪伐無度、是以大雨の時節山嶺崩れ丘陵爛夷し、土砂自然に平地へ押出し之を如何ともする能はす。是以北傍土地自然に高く

・東覚円・高畠をまとめて第十堰に達するべきである。

ここから支流の水を流すべきであり、そうすれば吉野本流の水はよく漲つて、南北両辺の低湿の土地へ砂・土砂を自然に巻きこみ巻き上げ、肥沃の土地が多く開け、また下流の別宮河口が深くなり船舶が入港し易くなるときは、徳島の繁盛の土台となる。

総論

さて、どの国、どの地においても、大河にある地は平野広く、土壤もまた肥沃である。しかしながら水難は免れがたい。だから大堤防を築いて水難を防ぐこと、天下万国の原則であり、五尺の子供でも皆よく知っている。しかるに阿波国北方の堤防は甚だしく疎らである。このために庶民の苦難は、言語に絶するものがある。

この根源は、北側の山土が乾燥した瘦せ地で、かつ南に面して乾燥が強いために草木が生長しにくい。これに加え、最近は砂糖の生産が繁盛し「製造用の」薪木を消費することおびただしく、薪を伐採すること際限がない。このため大雨の時期には、山岳は崩れ落ち丘陵は剥げ削られ、自然に土砂は平地へ押し出され、どうすることも出来ない。このため北側の土地は自然に高くなっている。

相成申候。

南山は土性肥饒にして草木能く蕃茂するを以て、山壑崩れす砂土押出すること少く、是以南傍土地依然として卑きこと今昔に換ること無く、北傍より大に卑きこと知るへし。然れども、川島城墟北に斗出するを以て、川流を遮り北に向はしむ。之に依て芳川中流の勢を生する也。

太郎、近頃芳川両傍を経歴するに、北傍は堤防略備り申候。連年修理を加ふれば水害の患ひなかるへし。南傍は麻植郡喜来村・名西郡高畠村、此の両村堤防曾てなし。是則南傍水害を受ける所以なり。何故に如歎等閑に打過候哉。芳川中島民、故障申す募こと甚しきを以て、因循苟安に相流し申候方と乍恐奉存候。

惣而堤防故障申募り候義は、眼前瑣細の私利を思ひ、其余数万家の艱難を惣像せざるに倚てなり。譬へば漂母の雲霓を悪むか如し。己れか一衣の匣かさるを憂へて、其余国中田畠の旱焦に苦しむを恕せざるか如し。誠に笑ふべきの甚たしき也。方今非常の時会なる故に、非常の御賢絶被為遊、仮令十

南側の山は土壤が肥沃で草木もよく繁茂しているために、山や谷も崩れず土砂の押し出しも少ない。このために南側の土地は依然として低く、今昔に変わることはないので、北側に比べ大変に低い。しかしながら川島城址が北に突出しているので、川の流れをそそぎ川の流れを北に向かわせている。このために吉野川は、ここで中流の勢いを生ずる。

私が、最近に吉野川の両岸を観察してみると、北側は堤防がほぼ完備している。毎年、修理を加えているので水害の恐れはない。南側は、麻植郡喜来村・名西郡高畠村、この両村には未だかつて堤防はない。これはすなわち南側が水害を受ける理由である。なぜこのように、いい加減にうち捨ててきたか。吉野川の中島の島民が、「南岸に堤防を作つたら中島に被害が集中する」という苦情を言うことが甚だしいから、旧来通りに従つて改良せず一時逃れをしてきた。今までどうりにしてきた安きについてきたものと存じます。

総じて堤防建設に文句を言い募ったのは、目の前の些細な私利を思い、その他の数万世帯の難儀を想像しなかつたことによる。たとえば洗濯婦が虹を憎むようなものだ。自分の洗濯した着物が乾かないのを憂いて、國中の田地の旱魃に苦しむのを許すようなものである。誠に笑止千万のことである。今まさに非常の時期であるので、常ならざる御英断をあそばし、かりに十軒の小村の立ち退きを命じられても苦しくはあ

室の小邑立除仰付候ても不苦候。

乍恐奉存候、時再び來り難し、此機会失ふへからず、若し在上君子其任に堪えき其人無之候得は、卑賤不肖の身に候得共、午足胼胝の労苦を尽し、三年の中必ず言徴を顕し、聊か御国恩を可奉報也。一夫発志無益空体の堂塔も輒ち成就するなり。况乎、御国益第一且つ民を水火の中に救ふに於ておや。是れ誠に重大の事、腐毫に尽すこと能はす。

誠惶誠惶頓首九拜謹言

名西郡高川原村

太郎

慶應二年十一月

りません。
恐れながら、好機は再びめぐり難く、この機会を逃すべ
ではありません。もし君主におかれまして、この任に堪える
べき人物を得ることが出来なければ、卑賤不肖ながら、「私
は」手足となり辛苦し、三年の間に必ず言つたことの成果を
出して、わずかながら國恩に報いたい。一人の男も發憤すれば、益なく意味のない建物でも造り上げるものである。いわ
んやまして御国益のため第一に、かつ民を水火の苦しみから
救うことならば言うまでもない。これ誠に重大な事業である。
下手な文章で私の誠意を尽くすことは出来ません。誠惶

誠惶頓首九拜謹言

慶應二年（一八六六）十一月

名西郡高川原村

太郎

【解題】

庄野太郎は文化一〇年（一八一三）～慶應三年（一八六九）。水利論者。名西郡高川原村（現石井町）の人。幼少から学問を好み、父より漢籍を学んだ。長じて十六歳で江戸に上り昌平黌に学ぶ。安政二年（一八五五）帰郷し、私塾を開いて、子弟の教育に尽し嘉雅と号した。

麻植郡鴨島村の国学者村川元助の吉野川水利論やその志に影響をうけるとともに、名東郡早渕村の後藤庄助の「吉野川筋用水存寄申上書」に感銘を受け、自らの治水や利水論を構築した。慶應元年（一八六五）「芳川水利論」や「水利に関する上言」などを著すにいたった。慶應三年（一八六七）十月二十九日没した。

「芳川水利論」

「芳川水利論」は十三代藩主蜂須賀齊昭に献じた庄野太郎の主著である。原本の作成年代は不詳であるが、慶應元年（一八六五）の頃と推定される。原本の所在も現在のところ不詳である。

阿波国史談会の設立を首唱した吉田章五郎（東洲）安政三年（一八五六）～大正五年（一九一六）により、明治四十二・四十三（一九〇九一一〇）の『阿波国史談会誌』一一三号に連載された。のち昭和十七年（一九四二）に後藤捷一によつて『吉野川筋用水存寄申上書』に部分的に再録された。

その内容は、まず阿波の国の地理的特徴を述べ、ついで松村元助の吉野川の治水論を紹介している。元助の論は、吉野川にさまざまな方策を施すことにより、吉野川を直流させることで水害を取り除き、肥えた地に変えるという利水策であ

る。

ついでもつとも影響を受けたという後藤庄助の利水論を引用しながら自分の水利論を紹介している。

庄助の水利論は、吉野川からの取水による南北両岸の用水建設による利水策である。太郎はこの水利論を高く評価し、藩によりこの実現が図られないことを嘆いているが、さらに庄助の計画を具体的に引用しながら、人件費の値上がりなどの分を勘案しながらさらに補足している。それによると、まず南岸の川島の山麓をうがち飯尾川に引水し、上浦村で水門を構築して、諏訪・下浦・城ノ内・石井・高川原村を流水し、東の以西用水につなげて灌漑をはからうとするものであった。この広大な麻植・名西両郡にわたる灌漑用水構想は、藩には直接とりあげられされることにはなかつたが、のちに麻名用水として実現することになった。後藤庄助の「吉野川筋用水存寄申上書」の水利論を継承しながら吉野川の治水と利水の重要性を説いたといえる。

単なる用水論ではなく、流域の農業経営のあり方に立脚して治水・利水を論じたすぐれた水利論であった。

「芳川水利論付録」

「芳川水利論」の原本は前述のように行方不明であるが、付録のこの原本は庄野家に残されている。

慶應元年、吉野川上流の阿波・美馬・三好三郡の現状をみるために単身視察に出かけた際の紀行文である。

各地の吉野川水利の状況をつぶさに観察し、夜は旧知を訪ね投宿して議論し夜を明かしている。その観察は細かく、治水論は鋭い。地理的な景観や、民情・風俗にまで言及しており、興味深い文章である。好学の人であり、和漢

の学問的素養に裏づけられた文章は難解であるが深い教養や見識を示している。

太郎の治水論が地域や国を思う深い郷土愛に貫かれていることが行間からうかがえ、幕末期における治水論者の史料として貴重である。

「水利ニ関スル上言」

庄野家に伝えられてきた古文書であり、昭和三十四年（一九五六）刊行の『高川原村史』の史料編に掲載されている。原本に付された付箋に「芳川水利論付録」とあることから、前述の紀行文と同様「芳川水利論」の原本とともにあつたと考えられる。

「水利ニ関スル上言」は、不明年の洪水に際して緊急の建白である。洪水時における徳島城下の水害を取り除くための堤防建設を三点について提案している。

総論として、阿波の北方吉野川における堤防の不備を説き、国富のためには万難を排して堤防の建設を力説している。
(立石惠嗣)